<別紙1>

名寄三愛訪問リハビリテーションセンター 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第8条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 三愛会
代表者氏名	理事長 山岸 眞理
法人所在地	名寄市西1条北5丁目1番地19
(連絡先)	電話 01654-3-3911 Fax 01654-2-1555

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

事業所の所在地等

事業所名称	名寄三愛訪問リハビリテーションセンター	
介護保険指定	北海道指定 (0113211445)	
事業者番号	北 <i>海</i> 坦指足 (U113211443)	
事業所所在地	名寄市西1条北5丁目1番地19	
連絡先	電話 01654-3-3911 Fax 01654-2-1555	
サービス担当者名	サービス担当者 橋詰 千恵 、 田中 絢子 、 宮井 和也	
事業所の通常の	7.中十	
事業実施地域	名寄市	

※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(1) 事業の目的および運営

	(運営規程記載内容の要約)
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な(介護予防)訪問リハビリテ
	一ションの提供を確保することを目的とする。
	(運営規程記載内容の要約)
VE ** ^I	利用者が要介護状態・要支援状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居
運営方針 	宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その
	療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び8月5日、8月15日、12月30日から 1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前 9:00 から午後5:15 までとする。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び8月5日、8月15日、12月30日から 1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前 8:45 ~ 午後 5:15

(5) 事業所の職員体制

医師	山岸 眞理
----	-------

事業所の管理者 穂積 奈保子

資格	常勤	非常勤	計
理学療法士			
作業療法士	いずれか1名以上	0 名	いずれか1名以上
言語聴覚士			

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
指定訪問	指定訪問 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが	
リハビリテーション	きるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う	
	ことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。	

(2)提供するサービスの料金とその利用料について

【料金表 一 基本料金】

サービスの種料金項目	訪問リハビリー	テーション	介護予防訪問リ	ハビリテーション
竹业英口	料金	負担料金	料金	負担料金
基本料金(1回 20分に対して)	3,080 円		2,980 円	
(2回40分)	(6,160円)		(5,960円)	
(3回60分)	(9,240円)		(8,940 円)	
(以降 20 分ごと)	(3,080円加算)		(2,980円加算)	
短期集中リハビリテーション実施加算 (所定の期間内に実施)	2,000円	自己負担 割合に	2,000円	自己負担 割合に
サービス提供体制強化加算 I		基づいた		基づいた
(1回 20分に対して)	60 円	金額	60 円	金額
(2回40分)	(120円)		(120円)	
(3回60分)	(180円)		(180円)	
(以降 20 分ごと)	(60 円加算)		(60 円加算)	
リハビリテーションマネジメント加算(イ) (ひと月)	4,500 円			
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (ひと月)	4,830 円			
※事業所医師の説明を含む				

(精算時には端数処理のため若干の金額の違いが生じる場合がございます。)

※ 介護予防訪問リハビリテーションは、利用から 1 年以上経過かつ、リハビリテーション会議を実施していない場合は基本料金(1 回 20 分あたり) 2,680 円となります。

- ※ リハビリテーションマネジメント加算算定においては、ご本人様・ご家族様にリハビリテーション会議に参加して頂きます。会議ではテレビ電話等を使用する場合がございます。また、加算(ロ)については科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供をさせて頂きます。
- ※ 介護保険の適用になる利用者は、「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合に応じた料金をお支払 い頂きます。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は病院・施設からの退院・退所、もしくは初めて要介護・要支援の認定を 受けた認定日から、所定の期間内に1週間に2回以上訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) を行った場合に加算となります。
- ※ 移行支援加算は利用者の指定通所介護事業所等への移行を支援した事業所に対して加算となります。
- ※ 実施地域が名寄市外の場合は、中山間地域として所定単位数の 5/100 の加算がつきます。
- ※ 事業所は原則として利用者に対して自己負担割合に基づく料金を請求し、残りを国保連合会に請求します(法 定代理受領)。限度額内での利用の場合、自己負担割合は負担割合証に基づきます。
- (3) キャンセルについて

キャンセルされる場合、前日もしくは当日の朝 9 時までにご連絡いただいた場合は訪問リハビリを中止としキャンセル料は発生いたしません。それ以降にキャンセルとなった場合などは基本料金の自己負担分をお支払い頂くこともあります。ただし、利用者(お客様)の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(4) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあったって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ※当事業所では、身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントを合わせて「ハラスメント」と定めており、 利用者・家族等が安心してサービスを受けられるよう、虐待防止やリハビリ技術の向上に努めているところです。 事業所職員からの利用者へのハラスメント、利用者又は家族から事業所職員へのハラスメントについては一切を 認めておらず、著しい迷惑行為があった場合は、担当者の変更や契約解除になることがございます。
- 4 その他の費用について

サービス提供にあたり利用者が使用した分の諸費用は自己負担となります。

5 第三者による評価の実施状況

実施の有無	有·(無)
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
費用の請求	イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日過ぎに利用者にお届けします。
②利用料、その他の 費用の支払い	ア 併設している名寄三愛病院会計窓口にてお支払い頂くか、お振込み、自動振り替えも行 えます。自動振り替えをご希望される方は申し出てください。 ※お支払方法によっては一部手数料が発生することがございます。 イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延した場合は、その後、30日以上の期間を定め、その期間にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払い頂きます。

7 担当者の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の 変更を希望される場合は、右のご 相談担当者までご相談ください。

ア 相談担当者 名寄三愛訪問リハビリテーションセンター

イ 電話 01654-3-3911 Fax 01654-2-1555

ウ 受付日および受付時間(月~金曜日、午前8:45~午後5:15)

※ 担当者の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する
する秘密の保持について	義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】	所在地 名寄市西1条北5丁目1番地19
名寄三愛訪問リハビリテーションセンター	電話 01654-3-3911 Fax 01654-2-1555
橋詰 千恵	受付時間 月~金 午前 8:45~午後 5:15
【市町村の窓口】	所在地 名寄市大通南1丁目1番地(名寄市役所内)
名寄市役所 健康福祉部	電話 01654-3-2111 Fax 01654-9-2089
こども・高齢者支援室高齢者支援課 介護保険係	
【公的団体の窓口】	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
北海道国民健康保険団体連合会	電話 011-231-5161(内線 6111) Fax 011-233-2178
	受付時間 月~金 午前 9:00~午後 5:00